



2017年2月23日

各 位

会社名 LINE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 出澤 剛
(コード : 3938、東証第一部)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2017年2月23日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容に関する議案を、2017年3月30日開催予定の第17回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬等としてストック・オプション（新株予約権）を発行する目的及び理由

当社の取締役（社外取締役を含みます。）の報酬は、2015年3月31日開催の第15回定時株主総会において年額10億円以内と決議いただき今日に至っております。

上記の報酬額とは別枠として、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下同じです。）に業績向上や企業価値の増大に対するインセンティブを与えることを目的として、第18期（2017年1月1日から2017年12月31日）において、当社取締役に対してストック・オプションとして、以下の内容の新株予約権を割り当てることとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を30億円を上限として設定することにつきご承認をお願いするものであります。

本件ストック・オプションは、当社の業績向上や企業価値の増大に対するインセンティブを与えることを目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

本定時株主総会において選任予定の取締役が選任されると、本件ストック・オプション付与の対象となる当社の取締役は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役4名となります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

①新株予約権の総数

13,125 個を本定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は行使価額につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の 1 年後の応当日から 10 年後の応当日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合はこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

その他の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(注) 上記の内容については、本定時株主総会において、「取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上